

2021年10月8日

保険契約者様へ

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号1  
東京海上ミレア少額短期保険株式会社  
取締役社長 青木 章

## 保険契約の移転完了のご案内

東京海上ミレア少額短期保険株式会社（以下「弊社」といいます。）は、保険業法第272条の29において準用する同法第7章第1節の規定に基づき、内閣総理大臣の認可を得て、その保有する保険契約を東京海上ウエスト少額短期保険株式会社との共同保険契約としました。2021年10月1日以降、両社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

保険業法第272条の29において準用する同法第140条第1項の規定に基づきここにお知らせいたします。

### 1. 保険契約の移転に関する手続きの経過

- (1) 弊社は、2021年3月17日付で、東京海上ウエスト少額短期保険株式会社との間で保険契約の移転契約書を締結し、2021年4月1日に、保険業法第272条の29において準用する同法第137条第1項の規定に基づき、保険契約の移転に係る公告を行いました。同時に、移転対象契約の契約者様に対し、保険契約の移転に係るご案内を書面で通知しました。
- (2) また弊社は、当該公告および契約者様あてのご案内において、保険契約の移転に異議がある場合は、郵便はがきに必要事項を明記のうえ、2021年5月10日（月）までにお申出いただくよう通知しました。
- (3) その結果、保険契約の移転に対する異議申し立てが3件ありましたが、異議を申し立てた移転対象契約者様の数が移転対象契約者様の総数の10分の1（10%）を超えず、異議を申し立てた移転対象契約者様の保険契約に係わる債権の額に相当する金額が、移転対象契約者様の当該金額の総額の10分の1（10%）を超えないことから、保険業法第272条29において準用する同法第137条第4項に基づき、契約者の皆様のご承認が得られたものとみなされました。

### 2. 本移転先会社について

移転先：東京海上ウエスト少額短期保険株式会社 取締役社長 澁谷 尚樹  
所在地：大阪市淀川区宮原4-1-9 新大阪フロントビル11F

### 3. 本移転全般に関するお問い合わせ先

東京海上ミレア少額短期保険株式会社  
お客様コールセンター フリーダイヤル 0120-670-055  
(受付時間 月～金 9:30～17:00 (祝日・年末年始を除く))

以上